

# 兵庫県公報

平成20年6月13日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

条 例	ページ
ふるさとひょうご寄附基金条例（企画県民部総務課）	1
兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	2
恩給条例の一部を改正する条例（職員課）	8
国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（医療保険課）	9
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（同）	9
使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（薬務課）	9
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	11
兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（公営住宅課）	11

## 公布された法令のあらまし

### ●ふるさとひょうご寄附基金条例（条例第34号）

ふるさと兵庫の発展のために行われる寄附金を活用し、地域の個性と特色を生かした兵庫の地域づくりに資するため、ふるさとひょうご寄附基金を設置することとした。

### ●兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第35号）

地方税法の一部改正及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴い、個人県民税、法人事業税及び不動産取得税に係る規定等について所要の整備を行うこととした。

### ●恩給条例の一部を改正する条例（条例第36号）

株式会社日本政策金融公庫法の施行により、国民生活金融公庫が解散し、当該法人の業務を株式会社日本政策金融公庫が引き続き行うことに伴い、恩給を受ける権利を担保に供することができる法人を国民生活金融公庫から株式会社日本政策金融公庫に改めることとした。

### ●国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正に伴い、引用政令の名称を改めることとした。

### ●委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療給付又は保険料その他徴収金に関する処分に係る審査請求に対する審査及び裁決を行うため、都道府県に後期高齢者医療審査会を設置することに伴い、同審査会の委員等の報酬及び旅費の額を定めることとした。

### ●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第39号）

温泉法及び保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、これらの法律に関する新たな手数料を定める等所要の整備を行うこととした。

### ●風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

独立行政法人緑資源機構法の廃止等により、独立行政法人緑資源機構が解散し、当該法人が行ってきた林道の維持、修繕等の業務を独立行政法人森林総合研究所が引き続き行うことに伴い、風致地区内における行為について、知事の許可に代えて知事への協議を要するものとする法人を独立行政法人緑資源機構から独立行政法人森林総合研究所に改めることとした。

### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

公営住宅法施行令の一部改正に伴い、同居親族がない場合においても普通県営住宅に入居することができる者に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている永住帰国した中国残留邦人等を追加することとした。

## 条 例

ふるさとひょうご寄附基金条例をここに公布する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第34号

## ふるさとひょうご寄附基金条例

## (設置)

第1条 県は、ふるさと兵庫の発展のために行われる寄附金を活用し、地域の個性と特色を生かした兵庫の地域づくりに資するため、ふるさとひょうご寄附基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条の寄附金に係る収入額の範囲内で予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

## (処分)

第4条 基金は、次に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

- (1) 地域の活力の創出に資する事業
- (2) 環境の保全と創造に資する事業
- (3) 多彩な交流の促進に資する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の個性と特色を生かした兵庫の地域づくりに資すると認められる事業(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

## (補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第35号

## 兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第32条の14中「国外特定配当等」の右に「又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」という。)」を加える。

第32条の15中「国外特定配当等」の右に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第32条の21中「第37条の11の4第3項」を「第37条の11の4第2項」に改める。

第36条第1項第3号から第5号までの規定中「分配」の右に「又は引渡し」を加える。

附則第9条の2及び第9条の3を次のように改める。

第9条の2及び第9条の3 削除

附則第9条の6第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める。

附則第11条中「同条第4項第2号ア」を「同条第3項第2号」に改める。

附則第15条の次に次の1条を加える。

(認定長期優良住宅である住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第15条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第 号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成22年3月31日までにした場合における第48条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第 号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

附則第22条第1項中「とする自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定める」を「とする自動車で施行規則附則第5条第1項に規定する」に、「として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定める」を「として用いる自動車で同条第2項に規定する」に、「施行規則附則第5条第3項」を「同条第3項」に改め、同条第3項中「法附則第12条の3第3項の総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第1項に規定する」に、「施行規則附則第5条の2第2項」を「同条第2項」に改め、同条第4項第2号ア中「法附則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第4項に規定する」に、「同号イの総務省令で定める」を「同条第5項に規定する」に改め、同号イ中「法附則第12条の3第4項第2号口の総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第6項に規定する」に、「同号口の総務省令で定める」を「同条第7項に規定する」に改め、同項第3号中「法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第8項に規定する」に改める。

附則第24条第11項第1号中「法附則第32条第11項第1号の総務省令で定める」を「施行規則附則第12条の2の2第5項に規定する」に、「同号の総務省令で定める」を「同条第6項に規定する」に改め、同項第2号中「法附則第32条第11項第2号の総務省令で定める」を「施行規則附則第12条の2の2第7項に規定する」に、「同号の総務省令で定める」を「同条第8項に規定する」に改め、同項第3号中「法附則第32条第11項第3号の総務省令で定める」を「施行規則附則第12条の2の2第9項に規定する」に、「同号の総務省令で定める」を「施行規則附則第12条の2の2第10項に規定する」に改める。

附則第26条の2の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第26条の3 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第16条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第9条第1項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第16条及び第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の3第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項及び附則第9条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山

林所得金額並びに附則第26条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第32条第1項中「及び附則第32条の3」を削る。

附則第32条の2第1項中「及び次条」を削り、同条第2項中「それぞれの特定管理口座」の右に「。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿(附則第32条の4において「振替口座簿」という。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」を加え、「、次条」を削る。

附則第32条の3を次のように改める。

#### 第32条の3 削除

附則第32条の4第1項中「同条第1項に規定する」を削り、「委託がされている」の右に「同条第2項に規定する」を加え、同条第2項中「信用取引(金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。)又は発行日取引(所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて施行規則附則第15条の3で定める取引をいう。)」を「租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号」を「同条第3項第3号」に、「上場株式等の信用取引等」を「同条第2項に規定する上場株式等の信用取引等」に改める。

附則第32条の5の見出し中「譲渡損失の」の右に「損益通算及び」を加え、同条第3項を削り、同条第2項中「のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。)」を削り、「附則第18条の5第2項」を「附則第18条の5第1項」に、「附則第18条の5第3項」を「附則第18条の5第2項」に、「金額をいう」を「金額(第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。)をいう」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項中「附則第35条の2の6第4項」を「附則第35条の2の6第8項」に、「附則第18条の5第1項」を「附則第18条の5第4項」に、「を限度として」を「及び附則第26条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第5項とし、同条に第1項から第4項までとして次の4項を加える。

県民税の所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第21条の2の規定による申告書を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第32条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第26条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第6項において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の5第1項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第32条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令附則第18条の5第2項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 第1項の県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち前条第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、法第32条第13項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における附則第26条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは、「配当所得の金額(附則第32条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第32条の5に次の1項を加える。

7 第5項の規定の適用がある場合における附則第26条の3及び附則第32条の規定の適用については、附則第

26条の3第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第32条の6第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第32条第1項中「株式等に係る譲渡所得等の金額（」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（附則第32条の6第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第32条の5を附則第32条の6とし、附則第32条の4の次に次の1条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例）

第32条の5 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令附則第18条の4の2第1項に規定するところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第32条の14に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、第32条の15の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第14条第1項第6号、第32条の14及び第32条の15の規定の適用については、第14条第1項第6号及び第32条の14中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第32条の15中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（政令附則第18条の4の2第2項において準用する政令第9条の20第1項に規定する場合にあつては、同項に定める日）」とする。

3 前項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、政令附則第18条の4の2第3項から第5項までに規定するところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第32条の11の規定を適用して計算した金額とする。

(1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る前条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令附則第18条の4の2第6項に規定する金額

(2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された第14条第1項第7号に規定する差金決済に係る前条第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令附則第18条の4の2第7項に規定する金額

4 前項の場合において、当該県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第32条の15の規定により既に徴収した県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。

5 県民税の所得割の納税義務者が法第32条第13項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第33条の2を削る。

附則第36条中「及び附則第39条第3項」を「、附則第39条第3項及び附則第44条第1項」に改める。

附則第38条中「分配」を「の分配又は引渡し」に改める。

附則に次の1条を加える。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う法人の事業税の税率等の特例）

第44条 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）に係る第34条及び附則第11条

の規定の適用については、第34条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、附則第11条中「第34条第1項第2号」とあるのは「附則第44条第1項の規定により読み替えられた第34条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における附則第38条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは「附則第44条第1項の規定により読み替えられた第34条」と、「附則第11条」とあるのは「附則第44条第1項の規定により読み替えられた附則第11条」と、「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の3.99」とあるのは「100分の1.69」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.775」とあるのは「100分の2.475」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、「100分の7.56」とあるのは「100分の3.26」と、「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の5.25」とあるのは「100分の2.95」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の6.93」とあるのは「100分の3.93」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の7.665」とあるのは「100分の4.365」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、「100分の10.08」とあるのは「100分の5.78」と、「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、「100分の1.365」とあるのは「100分の0.765」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」と、「100分の8.295」とあるのは「100分の4.695」とする。

- 3 前2項の規定の適用がある場合における附則第39条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「前条の規定を適用して計算した事業税額から当該事業税額に105分の5を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額」とあるのは「附則第44条第2項の規定により読み替えられた前条の規定を適用して計算した事業税額から当該事業税額と同条の規定の適用がないものとして計算した事業税額に相当する額との差額を控除した金額」と、同条第2項中「前条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額にそれぞれ105分の5を乗じて計算した額を控除して得た金額」とあるのは「附則第44条第2項の規定により読み替えられた前条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から当該金額と同条の規定の適用がないものとして計算した金額との差額を控除して得た金額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第36条並びに附則第22条、第24条及び第38条の改正規定 公布の日
  - (2) 附則に1条を加える改正規定 平成20年10月1日
  - (3) 第32条の21並びに附則第9条の2及び第9条の3の改正規定並びに附則第33条の2を削る改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 平成21年1月1日
  - (4) 附則第32条の2第2項の改正規定(「、次条」を削る部分を除く。)及び附則第32条の4第1項の改正規定(「同条第1項に規定する」を削る部分に限る。) 平成21年4月1日
  - (5) 附則第32条及び第32条の2第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「、次条」を削る部分に限る。)、附則第32条の3の改正規定、附則第32条の4第1項の改正規定(「同条第1項に規定する」を削る部分を除く。)並びに同条第2項の改正規定並びに附則第13項から第16項までの規定 平成22年4月1日
  - (6) 附則第15条の次に1条を加える改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第8号)の施行の日
- (県民税に関する経過措置)
- 2 平成21年1月1日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の兵庫県税条例(以下「改正前の条例」という。)附則第9条の3に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 3 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第23条第1項第15号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る改正後の条例第32条の11の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。



- 4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる改正後の条例第32条の20に規定する対象譲渡等に係る改正後の条例第32条の17及び第32条の21の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。
- 5 改正後の条例附則第9条の6第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、改正前の条例附則第9条の6第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき改正後の条例附則第26条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額
  - (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
    - ア 12,000円
    - イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の2に相当する金額
- 7 改正後の条例附則第32条の6第1項又は第5項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「改正後の条例附則第32条の6第4項又は第7項の規定により読み替えられた改正後の条例附則第26条の3第1項前段の規定により」とする。
- 8 改正後の条例附則第32条の5の規定は、平成22年1月1日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項並びに附則第10項及び第12項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。
- 9 改正後の条例附則第32条の5第2項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（次項及び附則第12項において「特例期間」という。）内に交付をする源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同条第2項に規定する源泉徴収選択口座をいう。次項及び附則第12項において「源泉徴収選択口座」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、同条第3項の規定にかかわらず、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「改正政令」という。）附則第3条第9項に規定するところにより、その年中に交付をした次項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として改正政令附則第3条第9項に規定する金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして改正後の条例第32条の11の規定を適用して計算した金額とする。
- (1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る改正後の条例附則第32条の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として改正政令附則第3条第11項において準用する地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第18条の4の2第6項に規定する金額
  - (2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された改正後の条例第14条第1項第7号に規定する差金決済に係る改正後の条例附則第32条の4第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として改正政令附則第3条第11項において準用する政令附則第18条の4の2第7項に規定する金額
- 10 県民税の所得割の納税義務者が法第32条第13項の規定により特例期間内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、改正後の条例附則第32条の5第5項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべ

- き改正後の条例附則第26条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして改正政令附則第3条第12項で定めるもの（以下この項及び附則第12項において「少額配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び附則第12項において「少額配当等以外の配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 11 改正後の条例附則第32条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る改正前の条例附則第32条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 12 県民税の所得割の納税義務者が改正後の条例附則第32条の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち附則第9項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、同条第3項の規定にかかわらず、法第32条第13項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 13 県民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った改正前の条例附則第32条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 14 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に改正後の条例附則第32条の6第2項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（改正後の条例附則第32条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、改正後の条例附則第32条第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として改正政令附則第3条第13項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、改正後の条例附則第32条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 6万円
- イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の2に相当する金額
- 15 改正後の条例附則第32条の6第5項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（改正後の条例附則第32条の6第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 16 改正後の条例附則第33条第3項の規定の適用がある場合における附則第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（改正後の条例附則第33条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第36号



恩給条例の一部を改正する条例

恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
 第18条第1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第37号

国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年兵庫県条例第66号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成20年度分の同条例第1条に規定する調整交付金から適用する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第38号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第24号から第27号までを次のように改める。

(24)及び(25) 削除

(26) 国民健康保険審査会

(27) 後期高齢者医療審査会

別表第1 国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

後期高齢者医療審査会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2 国民健康保険審査会の委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

後期高齢者医療審査会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
---------------	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第39号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。  
別表第4の5の部(7)の款を同部(13)の款とし、同部(6)の款を同部(12)の款とし、同部(5)の款を同部(11)の款とし、同款の前に次のように加える。

(6) ゆう出路増掘のための施設等の変更許可申請手数料	法第11条第2項において準用する法第7条の2第1項の規定に基づくゆう出路の増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は増掘の方法についての環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	24,000円
(7) 温泉採取許可申請手数料	法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	35,000円
(8) 温泉採取許可を受けた者の地位承継に係る承認申請手数料	法第14条の3第1項の規定に基づく法人の合併若しくは分割の承認の申請又は法第14条の4第1項の規定に基づく相続人による事業の継続の承認の申請に対する審査	7,400円
(9) 可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料	法第14条の5第1項の規定に基づく温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことの確認の申請に対する審査	7,400円
(10) 温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料	法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法についての環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	24,000円

別表第4の5の部(4)の款を同部(5)の款とし、同部(3)の款を同部(4)の款とし、同部(2)の款の次に次のように加える。

(3) 土地掘削のための施設等の変更許可申請手数料	法第7条の2第1項の規定に基づく土地の掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法についての環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	24,000円
---------------------------	--	---------

別表第4の10の部(11)の款を同部(12)の款とし、同部(10)の款を同部(11)の款とし、同部(9)の款を同部(10)の款とし、同部(8)の款の次に次のように加える。

(9) 准看護師再教育研修手数料	法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた准看護師に対する准看護師再教育研修	39,000円
		法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する准看護師再教育研修	79,000円

#### 附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の5の部(7)の款を同部(13)の款とし、同部(6)の款を同部(12)の款とし、同部(5)の款を同部(11)の款とし、同款の前に同部(6)の款から(10)の款までを加える改正規定(同部(9)の款に係る部分に限る。) 平成20年8月1日

## (2) 別表第4の10の部の改正規定 公布の日

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第40号

## 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。  
別表第2の2中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第41号

## 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号才中「被保護者」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。